

第44号議案

中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例

中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例（昭和55年中間市条例第3号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。